

第三次環境基本計画における重点的分野「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」報告書

1. 現状と課題

近年、国民の環境問題に対する知識や関心は高まっています。しかし、それが、広く国民の間で積極的な行動に結びつき、日々の暮らしを変えていくまでには至っていない面があります。日々の暮らしは基本的に地域社会の中で営まれており、地域社会の在り方が一人ひとりの暮らし方や考え方にも大きな影響を与えています。このことを踏まえると、環境保全の人づくりと地域づくりを一体的に捉えて取り組む必要があります。

都市域においては、人の活動の集中による環境負荷が問題となる一方で、地域によっては、高齢化や人口減少により、環境を維持・管理することにつながる活動を十分行うことが難しくなっています。また、自然と触れ合う機会が減少するとともに、生活や経済活動が健全で恵み豊かな環境があって成り立っていることを実感しにくくなっています。

他方、ここ数年の間に、社会貢献活動に参加する人や自然と触れ合う生活を指向する人が増えている等、価値観の多様化が見られます。また、地域において環境保全に取り組み、成果を上げている事例が現れてきています。

地球温暖化対策や3Rの推進等日常生活に関わる課題が重要になっていることを踏まえると、国民が、日常的な活動を、積極的に環境負荷の少ない持続可能なものにしていくようにすることとともに、地域において環境保全に取り組む多様な主体の働きを強め、持続可能な地域づくりを進めるようにすることが必要になっています。

2. 中長期的目標

持続可能で、豊かな、かつ多様性を持った地域の集積として、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出すことを目指します。

そのための基盤として、国民一人ひとりが環境や持続可能な社会づくりに関して学び、体験することにより、自らの問題として環境問題に関心を持ち、それぞれの立場で具体的に行動するようになることを目指します。その際、広く地球全体や将来の世代にまで思いをめぐらしつつ、自ら考え、様々な取組に参画し、日々の暮らしを具体的に見直していくことが重要になります。

このような国民を増やしていくために、まずは、すべての国民が体験を通じて環境について学ぶ機会を持つことや、折に触れて自然と触れ合うことにより、環境と自らの関わりについて考えるようになることを目指します。

その基盤の上で、環境問題について自らの問題と考える国民と多様な主体が様々な形で連携し、地域の風土や文化的遺産を踏まえながら、地域の環境について知り、生活する場として活用しつつ保全することに取り組むことが必要です。そして、そのような取組を通じ、地域環境を持続可能なものにするとともに、それを保全する住民の力を高めることが重要です。そのように、地域の環境とその保全に取り組む住民の力が統合的に高まっていくような関係をつくりあげること、すなわち「地域環境力」を持つことにより、地域の特色を活かした、独自性を持った豊かな地域を創っていくことを目指します。

このため、まずは、このような地域の形成に向けた具体的な取組が、各地域において着手されることを目指します。

3. 基本的な方向

(1) 地域全体で行う環境保全のために行動する人づくり

環境保全のためには、一部の環境保全意識の高い人による活動だけでなく、できるだけ多くの人が、環境が自分たちの暮らしを支えていることに気づき、日々の暮らしの中で、少しずつでも、豊かな社会を保ちつつ将来世代へと継承させるライフスタイルを求めながら行動することや持続可能な地域づくりに参画することが必要です。

そのためには、幼児教育から高等教育までの教育機関や、公民館、博物館等の社会教育施設、そして地域組織や、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商店会等地域の事業を基盤とした組織、さらにはNPOや個人、事業者等の多様な主体が縦横のネットワークをつくり、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場面において、すべての国民に対して、身近なところで、より質の高い環境教育・環境学習の機会を提供することが重要です。実感を持って環境について学び、自らが考え、具体的な行動に結びつけるために、自然や暮らしの中で体験活動や地域における実践活動に参加することを通じた環境保全の人づくりを進めることが効果的です。そのような環境教育・環境学習を効果的かつ継続的に推進するためには、地域コミュニティの中で様々な主体が関わって進めることが重要です。

〔具体的取組の方向〕

ア. 教育機関における環境教育・環境学習の推進

年齢や教育目的に応じた環境教育の推進が重要です。教育機関における教育活動全体を通じた環境教育を更に充実することが重要です。その際は、高校生が小学生の学習を手伝うといった異年齢・異学年による学び合いも有効です。

イ. 職場における環境教育の推進

職場において幅広い観点からの環境教育を進める必要があります。従業員が事業活動と環境との関わりについて理解することにより、事業活動における環境配慮や環境マネジメントが促進され、ひいては新たな環境ビジネスを創出することが期待されます。

ウ. 家庭、地域等の幅広い場における環境教育の推進

日常生活における環境配慮を身につけるためには、学校や職場とも連携しつつ、また、社会教育施設や公園緑地、自然公園等の地域の学習資源も活用しながら、家庭や地域において具体的な取組を交えて環境教育・環境学習を進めることが重要です。

エ. 指導者の育成

環境教育を中心になら行う指導者を育成する必要があります。環境に関する理論や理念を十分に理解し、実際の生活や社会に結びつけながら教える能力を持つ指導者が必要です。

オ. 各主体の連携、役割分担

地域コミュニティに関わる様々な主体や環境に関わる分野の専門家・専門機関が、学校や職場における環境教育・環境学習に協力するなど、様々な主体が適切な役割分担の下で、連携しつつ進める必要があります。この際、指導者と各主体をつなぐ役割を担う人やNPO等の組織、地域における仕組みをつくる必要があります。

カ. 情報提供

環境教育・環境学習を行う際に、環境に関する情報に加え、プログラムや指導者に関する情報にも容易にアクセスできるようにする必要があります。また、環境教育・環境学習を行う者が、情報や意見を交換できる場や仕組みをつくっていく必要があります。

キ. 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の推進

人口や貧困、生産や消費活動、歴史や文化等の経済面、社会面の要素を含め、世界の状況や

将来の世代と現在の社会や自分との関係を見つめ、持続可能な社会づくりに参画する力をはぐくむ「持続可能な開発のための教育」という視点が必要です。また、国際機関との協力や発展途上国に対する環境教育協力も必要です。

(2) 環境保全の組織、ネットワークづくり

国民が持つ環境保全に対する知識や意識を、積極的な行動に結びつけ、地域環境力を高めるためには、多様な主体がそれぞれの特色や状況に応じて環境保全の取組に参加できることが望まれます。また、地域の特色や状況に応じた効果的な取組が行われることが必要です。そのためには、行政だけでなく、既存の地域組織やNPO等の広い意味で公的な組織、事業者、地域の事業を基盤とした組織等、多様な主体による取組が重要です。

歴史的に見れば、里地里山等の地域の生活と密着した自然環境の管理や、水路の維持管理等を通じた良好な水循環の確保、一般家庭を巻き込んだリサイクル活動等は、伝統行事と同様に、地域を豊かにするための活動として、地域コミュニティによって担われてきました。地域の状況を踏まえ、きめ細かな活動を効果的に行うためには、地域組織や地域の事業を基盤とした組織等、地域コミュニティを支える組織による環境保全の取組を促進する必要があります。そのためには、まず、それらの組織に環境保全の担い手としての意識と知識を持ってもらう必要があります。また、環境保全活動という具体的活動への取組自体によって、地域コミュニティを活性化させ、その潜在能力を引き出し、社会問題一般を解決する能力を高めることにつながる観点が重要です。

一方で、地域住民全員の参加は期待できないような取組や、地域組織の区域をまったく広域の問題、専門性が求められる活動等では、NPOのような目的を共有する者によって構成された組織の方が効果的な場合もあります。NPOには、地域外の主体も含む多様な主体がそれぞれの状況や特色に応じた形で関わられるような地域の取組を推進する役割も期待されます。

また、地域の中核的な施設として、学校や社会教育施設を舞台とした環境保全活動も重要です。事業者にも、地域コミュニティの一員として地域の持続性を高める取組に参加することや、社会的責任として取組に協力することが期待されます。

このように、それぞれの特長を生かした活動をより効果的に進めるためにも、場面に応じ、多様な主体がパートナーシップやネットワークを構築して活動する必要があります。その際には、それぞれの役割と責任を明確にしながらい信頼関係を構築しつつ活動することが重要です。

〔具体的取組の方向〕

ア．様々な主体の協働

多様な主体が、お互いにその特色を生かしつつ協働することが必要です。特に、行政機関が、場面に応じ、事業内容と責務を明確に定めた上で、地域の組織に一部事業を任せるとも含め、多様な主体と協働しながら事業を進めることも重要です。

イ．活動の中心となる主体づくりと多くの主体の参加

国民の環境保全に対する意識の高まりを積極的な活動に結びつけていくためには、地域において環境保全に関わる取組を中心になって積極的に進める人材や専門知識を持つ人材が必要です。女性や若者、様々な経験に基づく知見や技能を持った退職者も含め、多様な人材の活躍が期待されます。そのためには、多様な人材が組織づくりや事業運営、コミュニケーション等に関する技能を身につけるとともに、必要な資源を活用できることが望まれます。また、人材に関する情報がわかりやすい形で提供されることも必要です。

また、それらの活動に、地域の外側に本拠地を置く者も含めた、関与の仕方も様々な幅広い

主体を巻き込んでいく必要があります。そのため、異なる主体間をつなぐコーディネート能力や、多様な主体のそれぞれの特徴と地域の資源や状況を踏まえて活動や組織を構築するプロデュース能力を持つ人材や組織が必要です。

ウ．活動基盤の確保とビジネス的手法など様々な手段の活用

環境保全の活動を持続的に進めるためには経済的な基盤が充実する必要があります。それとともに、地域の活性化にも結びつけながら活動を進めるためには、地域コミュニティにとって必要な事業を、地域コミュニティの力を使いながら収益事業として行う、いわゆる「コミュニティ・ビジネス」として事業を展開する等、活動内容に応じた様々な運営手法を取り入れる必要があります。そのため、コーディネート能力やプロデュース能力に加え、経営能力等活動を持続的に運営する様々な能力を持った人材の参加が必要になります。また、公益に資する事業を行う多様な主体に対して、様々な主体から適切に関与・支援・協働が行われることが望まれます。これらが推進されるような制度的な支援も重要です。

(3) 地域の特長を活かした地域づくり

各地域において、地域の資源や資産を活用しつつ、環境負荷の少ない、同時に豊かな社会生活を送ることのできる地域づくりを行う必要があります。そのためには、地域に存在する環境資源の保全と有効活用を統合的に進めることが重要です。

例えば、環境と相互に強い関係のある農林水産業について、環境面からも事業面からも、さらには担い手確保の面からも、持続可能性を高めていく必要があります。また、過去から現在まで、各地域の歴史的資産や伝統行事や風習等の文化は、地域の環境と共生する中で創り出されています。自然の恵みに感謝しながら有効活用する「もったいない」といった昔ながらの考え方や「スローライフ」、「LOHAS（持続可能で健康的な生活（現状と課題で説明される予定。）」のような新しい考え方を日々の暮らしや事業活動に活かしていくことが必要です。多様な主体と行政が協働しつつ、そのような生活を可能にする地域を計画的に創り出していくという視点も重要です。一定の地域内に連続的に樹木を植えることによって街中に緑の回廊をつくり、地域全体で緑による涼しさと潤いを享受できるようにするような、地域の各主体が協力して行う取組も重要です。

また、地域ぐるみでの事業活動に着目すると、環境的側面の向上に加え、経済的側面からは地域が経済的に自立し、さらには様々な主体間の連帯の強化等により、社会的側面をも統合的に向上するような取組を推進することが重要です。例えば、商店街における地域通貨を用いたマイバッグの利用等による3R推進や環境配慮型商品の販売、地域の資源を適切に保全しながら持続的な活用を図るエコツーリズムやバイオマス活用事業等の取組を行うことが考えられます。特に、スローライフ等の考え方を持つ都市住民が増えていることは、「田舎生活」・「田園生活」の見直しにもつながっています。これは都市と農山漁村の間で、「人・もの・情報」の行き来を活発にし、都市住民が生活を見直す機会とするとともに、農山漁村の地域活性化と環境保全を統合的に進める上で大きなチャンスとも言えます。都市住民と農山漁村の間をつなぐコーディネーターや組織の活動等により、そのような動きを促進することが必要です。

〔具体的取組の方向〕

ア．地域の環境に係る情報の共有

多様な主体が、地域の環境に係る状況の正確な情報を共有する必要があります。環境保全上の問題点とともに、地域の資源を把握することも重要です。例えば、地域住民の参加を得て地元に関する様々な情報を集め、地元の資源や文化等の見直しを行う地元学的手法を活用する等

により、多様な主体が参加して地域の状況を捉え直す調査を行うことも有効です。

イ．様々な主体が参画した環境保全の地域づくりのための計画策定

地域の様々な主体が参画して、地域の多様な主体によるコミュニケーションが取られ、地域コミュニティによる環境保全活動が行われやすいまちづくりや場づくりといった観点を含め、持続可能な地域の姿を考えていく必要があります。その際には、災害が起こった場合の環境面からの対処について検討する観点も重要です。また、環境保全と関係の深い各種計画の策定に当たっては、環境に関する情報提供を行い、住民と議論しつつ、環境面から持続可能な計画を作成するよう努めることが望まれます。

ウ．地域に存在する資源の保全と活用

地域の木材やバイオマス資源を持続可能な形で有効活用することや、自然保護とも結びついた文化的行事等も活用しつつ、自然への負荷に配慮した観光のあり方であるエコツーリズムを地域ぐるみで展開すること等が考えられます。古くから街に残る緑等にも環境と共生する知恵が隠されていることがあり、そのような知恵を現代に活かすような取組も重要です。過去の環境問題を踏まえ、環境保全を通じて地域を再生する環境再生という視点を持つことも有益です。さらに、地域外に住む人等、新しい視点を持つ主体の力を活用することや、他地域と連携することが重要です。例えば、流域の環境保全に資する農林水産業を流域内の他地域の住民の協力を得ながら進めることも考えられます。

4．重点的取組事項

(1) 各主体に期待される役割

主体毎に、次に掲げるような取組を行うことや役割を担うことが期待されます。

【国民】

- ・ 地域における様々な環境保全に関わる取組(以下も含め、環境教育・環境学習を含みます。)や地域の見直し活動への積極的な参加・参画、地域づくりに関する計画策定への参加・参画
- ・ 講習会等で得た知見や技術の地域における取組への活用
- ・ 日常生活への環境配慮の織り込み

【専門的知見を有する者】

- ・ 地域で行われる環境に関わる取組への参加や協力
- ・ 事業者や行政機関と住民等の間におけるコミュニケーションの支援

【地域の各種団体】

(地域コミュニティを支えてきた既存組織)

- ・ 住民の日常活動に関わる環境関連情報の周知、地域の住民や特定の職業に従事する者全体の参加が求められるような取組の推進
- ・ 学校や行政機関が行う環境保全に関わる取組に住民が参加する際の窓口となること

(公益法人を含むNPO等、目的を共有する者によってつくられた組織)

- ・ 地域の外からの参加も含め、多様な主体が参加した環境保全に関わる取組の推進
- ・ 事業性が高く行政が取り組むことは難しいが、営利企業が取り組むことは難しい事業であって、地域の持続性向上に必要なものを推進
- ・ 人材育成や情報提供、様々な資源活用に関わるコーディネート等、地域の多様な主体による活動に対する支援

(注)それぞれの役割は固定されるべきものではなく、地域の実情に応じて柔軟に役割分担す

る必要があります。

【教育機関】

- ・各学校において、環境教育に関する全体的な計画等の作成、各教科において環境教育の実施、総合的な学習の時間等を活用して教科横断的・総合的な取組の実施
- ・児童会・生徒会や環境クラブ、緑の少年団のような課外活動における環境保全に関わる取組の推進
- ・環境に特化せず、社会面、経済面も統合した「持続可能な開発のための教育」の推進。
- ・社会教育施設において、環境に関する参加型の体験学習や講座、ワークショップ等の開催
- ・環境を考慮した学校施設の整備・改修、それらを活用して地域と連携した環境教育を実施
- ・外部人材や地域の学習資源の積極的な活用による効果的な体験学習の推進やより具体的なデータや資料の活用
- ・地域における多様な主体による環境教育・環境学習や環境保全活動に協力
- ・教員研修や教員養成課程における、教職員の環境教育に係る資質向上のための取組

【事業者】

（事業者全般）

- ・従業者等に対する継続的な環境教育の実施
- ・国民に対する環境教育・環境学習の機会の提供
- ・事業に関わる環境情報の公開・提供や、地域の環境保全に配慮した事業活動の展開
- ・地域の環境保全に資する事業の展開や地域の各主体とも協力しつつ行う、環境保全に関わる取組への参画及び協力

（農林水産業）

- ・環境保全型農業の推進や農村の二次的自然や地下水のかん養等の農業の多面的機能の発揮の基盤となる、農地や農業用水の保全や質的な向上、藻場・干潟の維持・管理、海岸清掃等、自らの事業の基盤でもある環境の保全を意識した事業活動の実施
- ・自然環境の保全等森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資する森林の整備・保全の実施

【地方公共団体】

- ・地域の環境に関わる各種情報の収集整理と提供
- ・多様な主体の参画による、持続可能な地域づくりに向けた考え方や進み方に関する計画や方針の策定、環境教育に関する基本的な計画や方針の策定
- ・環境保全に関わる取組について、地域の多様な主体と多様な協働関係の構築
- ・環境保全に関わる取組に関する情報提供や拠点づくり

（特に市町村）

- ・多様な主体の参加・参画による、地域の環境に関わる状況について調査

（特に都道府県）

- ・流域単位の市町村の協力など、広域にわたる環境保全の取組について調整や情報提供

(2) 国の取組

国としても、多様な主体と協力しつつ行う以下のような取組を通じて、ここまで述べてきたような人づくり、地域づくりが各地域それぞれの主体性の下、独自性を持って進められるように支援していきます。

(ア) 地域全体で行う環境保全のために行動する人づくり

NPOや事業者等、様々な主体と連携しつつ、様々な場において、すべての主体に対して、学校・家庭・地域コミュニティが連携した質の高い効果的な環境教育・環境学習が行われるように積極的に推進します。

そのため、こどもエコクラブ事業等によって、地域で行われている取組を支援します。また、学校、家庭、地域コミュニティで環境教育を行う際に役立つプログラムや教材の提供に努めます。さらに、森林、田園、河川、湖沼、海岸、藻場・干潟等の身近な自然の中のそれぞれの場において環境教育を行う際に役立つプログラムの提供に努めます。

また、環境保全の人づくりに関して、経験に基づく意見を交換する場や知見を共有する仕組みづくりに努めます。

また、環境を考慮した学校施設の整備・改修を住民や技術者の参加を得て行うことや、整備された施設を活用することによる、地域ぐるみの環境教育を促進します。人材認定等事業及び登録された事業の教育現場への周知等を通じて環境教育・環境学習の指導者育成を進めます。身近な自然環境を保全・再生・整備して自然との触れ合いを通じた環境教育・環境学習の場とするとともに、森林保全等の現場における体験機会の提供に努めます。

「持続可能な開発のための教育」の普及を進めます。学校において、各教科及び総合的な学習の時間等を活用して、持続可能な開発について積極的に取り扱うことができる環境整備に努めます。また、職場において、持続可能な開発のための事業活動の在り方を学習するプログラム開発等に努めます。国際機関と協力しつつ、開発途上地域に対する環境教育協力を進めます。

これらの取組を進めるに当たっては、普段環境保全に対して関心の低い人が環境保全に関心を抱ききっかけをつくるために、クールビズのように、環境保全を日々の生活に直結させる視点も持ちつつ施策を展開します。

(イ) 環境保全の組織、ネットワークづくり

地域において、環境保全に関する活動に取り組む組織の持続的な運営やそれらのネットワークづくりを進める人材の育成を促進します。コミュニティ・ビジネスのように収益事業として事業を行うことも含め、自立的に活動を進めるために、財務管理やマーケティング等の経営的側面や組織運営の側面を含む事業運営の方法や、多様な主体の連携促進のために必要な手法について、情報の提供や、方法・手法の習得機会の拡大に努めます。また、人材登録等の制度について、それぞれの特徴や位置づけの整理を含めて適切に情報提供を行う等、有効活用を促進します。さらに、様々な人材が多様な活動を行うことができるように、男女共同参画社会の推進やボランティア休暇制度の普及等に向けた取組を進めます。

地方環境パートナーシッププラザの運営等を通じ、地域における多様な主体によるネットワーク形成のための場づくりを進めます。また、地方支分部局を活用しながら、行政に関連する事業を多様な主体と協働して推進するための条件整備に努めます。

環境保全に関する活動に対する資金面を含めた支援を進めます。また、地域再生に資する事業を行う一定の株式会社への個人投資家による投資について講じられている課税の特例措置の活用により、資金調達の円滑化を図ります。さらに、これらの活動を促進するため、地域の事

業を支援する中間支援団体やファンド等の組織や事業等に関して、情報を収集・整理して提供していきます。さらに、構造改革特別区域において、営利を目的としない法人による地域通貨の発行条件を容易にすること等、多様な主体が協働しながら持続可能な地域づくりを行うために効果的な手法を導入するための条件整備に努めます。

(ウ) 地域の特長を活かした地域づくり

国内外における持続可能な地域づくりに関し、成功事例や多様な主体が一体となって持続可能な地域づくりを進めるために効果的な手法について収集・整理・分析して情報提供を行います。そのため、先駆的な省資源・省エネルギー実践活動等に対するモデル的な支援等も行います。また、地域の環境に関わる情報について調べる際のバックグラウンドデータとなるような広域にわたる情報の提供や、国の機関が独自に持っている地域の環境に関わる情報の提供を進めます。

補助対象財産の転用手続きの迅速化等を通じ、地域の施設等の活用を促進します。

地域の歴史・文化も含めた様々な環境資源を適切に保全するとともに、それらの持続的な活用を行う取組の促進に努めます。例えば、エコツーリズムの普及・定着の推進や、山村の起業者等による地域の森林資源等を活用した新たな産業の創出への支援、漁村における取り決めに従って行われる沿岸域の環境・生態系の保全活動等の取組の促進、エコタウン事業の推進やバイオスタウン構想への支援を進めるとともにこれらに関する情報提供等を行います。

5. 取組推進に向けた指標

取組推進に向けて、次の内容の指標を用いることとします。

(主に人づくりに関する指標)

- ・ 過去、一定期間において、体験型の環境教育・環境学習に参加した国民の割合
(関連する補助指標：地方公共団体等が関わった体験型の環境教育・環境学習に対する世代別の参加人数)

(主に地域づくりに関する指標)

- ・ 地域において、持続可能な地域づくりに向けた考え方や進め方に関する計画や方針が策定されている地方公共団体の割合
(関連する補助指標：計画、方針の策定や見直しに際して、地域の多様な主体が対話型で参画できている地方公共団体の割合。)
- ・ 地域における、環境保全のための取組に参加した国民の割合
(関連する補助指標：行政機関が関わった環境保全に関わる事業への参加人数)

その他の補助指標として、次のような指標を用いることとします。

- ・ 活動分野として、環境教育、まちづくりを掲げるNPO・NGO団体の数
- ・ エコツアーを実施している団体の数